

平成 28 年度

第 1 回太子町まちづくり審議会議事録

日 時：平成 28 年 7 月 29 日(金) 午後 1 時 30 分から午後 2 時 29 分まで

場 所：太子町役場議会棟 2 階 常任委員会室

平成 28 年度第 1 回太子町まちづくり審議会 議事録

1. 審議会の開催日時及び場所

日 時 平成 28 年 7 月 29 日(金)
場 所 太子町役場議会棟 2 階 常任委員会室
開 会 午後 1 時 30 分
閉 会 午後 2 時 29 分

2. 諮問事項

太子町表彰条例に基づく被表彰者の決定について

3. 委員の出席者・欠席者

出席委員：井口 宏幸、鳥井 文博、熊谷 直行、
三浦 淳子（教育委員会）、玉田 光（農業委員会）
久保田 文章（自治会）、瀧北 りえ（男女共同参画プラン策定委員会）、
小田 久美子（公募）、岡本 武志（公募）
欠席委員：山本 武志、
藤室 義春（商工会）

4. 町出席者

町長 北川 嘉明
事務局及び説明員
総務部長 堀 恭一
企画政策課長 栄藤 雅雄
主事 三木 菜都美

5. 審議会経過及び結果

別記にて記載する。

1. 開 会

2. 町長あいさつ

町 長

皆さま、こんにちは。毎日暑い日が続いておりますが、委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、会議にご出席いただき、誠にありがとうございます。

本日の案件は、太子町表彰条例に基づく被表彰者の決定でございます。

本年は2名の方々を推薦させていただいておりますので、よろしく願いいたします。

審議等に関する詳細な内容につきましては、後ほど事務局より説明させていただきますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げ、誠に簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。

3. まちづくり審議会について

課 長

(審議会委員の紹介)

私がお名前をお呼びいたしますので、その場でご起立ください。

学識経験のある方として、

井口 宏幸様、鳥井 文博様、熊谷 直行様、山本 武志様

町の各行政委員会から推薦いただいた方として、

教育委員会から 三浦 淳子様、

農業委員会から 玉田 光様

各種団体から推薦いただいた方として、

連合自治会から 久保田 文章様

商工会から 藤室 義春様、

男女共同参画プラン策定委員会から 瀧北 りえ様

公募により選出しました方として、

小田 久美子様、岡本 武志様

以上11名の皆様です。任期は2年となっており、平成28年4月1日から平成30年3月31日までとなっています。

なお、有識者の山本 武志委員と商工会からの藤室 義春委員は本日、欠席されています。

(事務局職員の紹介)

町長 北川 嘉明、総務部長 堀 恭一、企画政策課長 栄藤 雅雄、

企画政策課 担当 三木 菜都美

(担任事項について)

審議会の担任事項でございますが、委員就任の際にご説明申し上げましたとおり、参考資料の1ページ「太子町まちづくり審議会条例」の第2条第1項に掲載しております。

4. 会長選出

課長	次に、会議次第の項目4「会長の選出」に移ります。 審議会条例第5条第1項の規定では、会長は委員の互選により選出することとなっておりますが、どのように選出するか皆様のご提案をお聞かせいただきたいと思っております。
委員	(意見なし)
課長	ご意見がないようですので、提案といたしまして事務局に任せていただくこととし、事務局より会長候補者を推薦させていただき、ご承認いただくこととしてよろしいでしょうか。
委員	異議なし。(多数の声)
課長	ご異議が無いようですので、会長の推薦を事務局にお任せいただきたいと思っております。 それでは、会長候補者として鳥居 文博委員を推薦いたします。会長として、鳥居 文博委員を選出することにご異議はございませんか。
委員	異議なし。(多数の声)
課長	ご異議がありませんので、会長を鳥居 文博委員とすることに決定いたします。 なお、会長は審議会条例第6号第1項に基づき、会議の議長を務めていただきますので、議長席に移動をお願いします。 それでは、会長よりご挨拶をいただき、議事進行をお願いいたします。

5. 会長あいさつ

会長	皆様のご賛同をいただきまして、会長を務めることになりました鳥井でございます。どうぞよろしく願いいたします。 なにぶん慣れない役目ですので、務まるかどうか不安や心配もありますが、皆様のご協力を得ることにより、厳格に審議が進められるようお願い
----	--

いたします。

なお、審議会条例第5条第3項の規定では、会長があらかじめ職務代理者を指名しておく必要がありますので、井口 宏幸委員を指名させていただきます。よろしくお願ひします。

それでは、議事を進行させていただきます。

本日の会議の内容は「太子町表彰条例に基づく被表彰者の決定」についての諮問を受け、審議および答申を行うものであります。

6. 議事録署名委員の指名

会 長 参考資料4ページ「太子町まちづくり審議会規則」第4条第2項の規定に基づきまして、議事録に署名する2名の委員を指名させていただきます。
熊谷 直行委員と久保田 文章委員の2名を指名いたします。お二人には後日、事務局が作成する議事録への署名をお願いします。よろしくお願ひします。

7. 諮問事項

会 長 それでは、町長から諮問を受けます。

町 長 太子町表彰条例に基づく被表彰者の決定について（諮問）
太子町表彰条例(平成元年条例第18号)第2条及び同条例施行規則(平成元年規則第13条)第2条の規定に該当する下記の者について、太子町表彰を行いたく諮問します。

【被表彰者名】

自治功労賞	中井 政喜
社会功労賞	科野 賢子

会 長 審議に入りますので、町長には一旦ご退席させていただきます。

8. 審議

会 長 ただ今、諮問第1号太子町表彰条例に基づく被表彰者の決定についての諮問がありました。中井 政喜氏、科野 賢子氏についての審議を行いたいと思います。詳細についての説明を事務局に求めます。

三木主事 それでは、太子町表彰条例に基づく被表彰者の決定についてご説明させていただきます。今年度の太子町表彰条例に基づく被表彰者は2名の方々です。

お一人目は、佐用岡在住の 中井 政喜さんです。

資料 1 ページをお開きください。

功績内容は、太子町議会議員として、平成 15 年 4 月に当選以来、平成 27 年 4 月までの間、3 期 12 年の永きにわたり町議会議員として在職され、豊富な知識・経験を生かして、町の振興発展に大きく貢献されました。

また、平成 22 年 5 月から平成 24 年 5 月、平成 26 年 5 月から平成 27 年 4 月の通算 3 年間は、太子町議会副議長も歴任されました。

この度の表彰は、「自治功労賞」に該当いたします。

参考資料 8 ページをお開きください。

太子町表彰条例施行規則第 2 条第 1 号イ「町議会議員の職にあつて、12 年以上在職した者」の適用要件を十分に満たされています。

二人目は、常全在住の 科野 賢子さんです。

太子町まちづくり審議会資料の 1 ページにお戻りください。

功績内容は、防犯活動の実践団体である太子町防犯推進委員会で昭和 63 年 4 月から平成 28 年 3 月までの 28 年間の永きにわたり、地域住民の防犯意識の高揚と防犯パトロールによる犯罪防止活動に努められ、青少年の健全育成と太子町の安全・安心なまちづくりにご尽力されました。

この度の表彰は、「社会功労賞」に該当いたします。

参考資料の 8 ページをご覧ください。

太子町表彰条例施行規則第 2 条第 2 号エ「その他 地域社会づくりに貢献した者」の適用要件を十分に満たされています。

ここで、太子町防犯推進委員会の活動について、簡単にご説明させていただきます。

参考資料の最終ページ「太子町防犯推進委員会活動概要」をご覧ください。

たつの警察署と連携しながら、盗犯や凶悪犯罪の予防、痴漢防止、暴力の追放等に取り組んでいます。

平成 28 年 4 月 1 日現在で 24 名の方が委員として活動しておられます。また、たつの警察署長や生活安全課長を顧問とし、各種事業に取り組んでいます。

会議の種類としましては、総会と、防犯部会、青少年部会、広報部会に分かれて行う専門部会の 2 種類があります。また、活動実績としまして、総会・専門部会の開催や防犯キャンペーン、毎月の町内補導パトロール、太子会式でのパトロールなど様々な活動を行っておられます。

以上、2 名の功績等の概要説明をさせていただきました。

参考ですが、平成 2 年度に太子町表彰を制定してから、平成 27 年度末までで 135 名の受賞の方々がいらっしゃいます。内訳としましては、自治功労賞として 20 名、社会功労賞として 41 名、産業功労賞として 17 名、教育功労賞として 9 名、文化功労賞として 11 名、スポーツ功労賞として 35 名、たちばな賞として 1 団体、ひまわり賞として 1 名の方となっております。

以上でございます。ご審議の程、よろしく願いたします。

会 長 ただいまの説明に関して何かご質問などがありましたら承りたいと思います。何か意見や質問はございませんか。

久保田委員 少しお伺いしたいのですが、このように表彰される方は職をお辞めになられてからの対象ということでもいいですか。例えば科野さんであれば、委員を辞められてから表彰されるのか、それとも継続されているけれども年数等が満たされるので表彰されるのか、この辺はどうなっているのか。

会 長 今までの私の経験で言いますと、事務局が説明してくれると思うのですが、一旦、辞めてしまわないと、こういうのが表彰されないようになっていると思います。

課 長 会長が答えてくださったとおりで、在職中は資格を得られたとしても、表彰の対象としては扱わないということにさせていただいております。辞められてから表彰対象とさせていただいております。

久保田委員 分かりました。

三木主事 申し訳ございません。先程、詳細説明をさせていただいたのですが、一点、資料の修正がございます。

太子町まちづくり審議会資料の3ページの科野賢子様表彰内申書の2段目にあるご年齢なのですが、71歳となっておりますのが、正確には72歳ですので、訂正をお願いいたします。1ページの72歳が正確なご年齢です。資料に誤りがあり、申し訳ございませんでした。

井口委員 ちょっとお伺いするのですが、いいでしょうか。

この度の対象ではないのですが、産業功労賞で「農業委員会委員が15年以上在職した者」とあることについてですが、商工会会員で毎年、何年以上であったかは分からないのですが、対象者があったような気がします。あれも年数基準があるのでしょうか。

課 長 商工会の会員と言いますか、役員ですね。

年数は定められてないのですが、長年ご功労があったということで、これは商工会の方から推薦が上がってくるものです。

井口委員 商工会役員だったのですか。それでは、年数というのは定められてないのですか。

課 長 年数というのはないのですが、例えば10年や15年だという決まりはないのですが、長年ご功労があったということで商工会から推薦があがってくる形です。

会 長 前にもそういうことがありまして、だいたい何年までと明確なものが書

いてあるのに、なんで商工会だけないのかと、私も質問したことがありました。でも、彼らの担当の中で、功績があり、長年頑張った人だということで推薦するということになっていますので、それをやめろとは言えませんしね。

課長 短い年数であっても、顕著な功績がある場合も出てくる可能性がありますし、年数だけでは計り知れないこともあるかということで、工業・商業・農業の分野については功績が顕著なという表現になっています。

井口委員 ただし、農業委員は年数で決まっているということですね。

課長 そうですね。

熊谷委員 先程の商工会の話ですが、もし出てきた時の判断が非常に難しいですね。ここには決められた年数はないが、商工会の中で、何か申し合わせや規約になるものがあるのですよね。それに基づいて推薦されないと、その都度その都度、担当によって変わってくるというのは、出す方も無責任だし、こちらの確認する方も無責任になるのかなと思いますね。

課長 だいたい今まで商工会から推薦が上がってくるのが、役員を経験された方で、在職年数にしたらおおよそ15年以上を目安としていたように記憶が残っていますね。

ただ、先ほども言いましたように顕著な功績があるということになりますと、この審議会でもって、対象となるかなと審議していただく必要があるという風に考えています。

確かに年数でばちっと決めていますと、はっきりとしていていいのですが、やはり中には審議会で審議することによって、表彰しようではないか、承認、答申しようではないか、ということも今後出てこようかと思えます。ぼやかしたと言いますか、あえて年数をきっちり書かずに表現しているところがございます。

会長 商工会だけではなく、例えば文化協会とかですね。他の団体から出てきたものを明確に何年とか決めていませんからね。そういうものについては、この審議会の中で、話して結論を出さなければならないものかと思えますね。

課長 もちろんこの人はどうでしょうね、と諮問という形でこの審議会に挙がってくるのですが、事務局でも「これはどうかな」というものは審査させていただくことになろうかと思うところです。

久保田委員 今話を聞きますとね、こういう条例や規則などは、審議会の中だけでどうこうできるものではないですよ。別のところで考えられるものですよ。先程の年数とかは実のところ、誰が決められるのですか。

例えば、施行規則の中に「自治会長の職にあつて15年以上在職した者」と定められていますよね。昔ですと自治会長や総代は名誉職で15年以上されることもありましたが、今の世の中、自治会長を15年もするなんて、そんなことはもう絶対ないですよ。

このように改めないといけないと考える場合、どこに変えてもらえばいいのでしょうか。この審議会中に言えばいいのか、どこか違う席で言わないといけないのか。そういう声が自治会長の中からも出てきているのです。

井口委員 今までと時代の流れが変わってきているということですね。

久保田委員 そうです。自治会長は1、2年で変わる方がほとんどで、自治会によっては最長何年まで、続けて2期までということを決める自治会も出てき始めているわけですよ。

また、今の仕事内容、負担を考えると定年後でないと務められないですからね。そうすると60歳から75歳までと体もしんどいですよね。最近だと60歳からされることも少なく、65歳まで働かれる方も多いですよね。65歳まで働かれて、そこから自治会長をされて80歳まで務められるなんてまず無理ですね。こういう部分をもう少し考慮してほしいと声も上がってきているのです。

この席で意見を言ったらいいのか、違う場所であれば、どこに言ったらいいのかということをお教えいただきたいと思います。

部 長 先ほどお話しされていた内容はこの席で言っていただいて、事務の参考にさせていただければと思います。

例えばですが、他の団体との均衡等を勘案させていただいて、見直すべきところはきちっと見直していきたいと思います。

久保田委員 民生委員・児童委員も同じだと思います。昔は若くで引き受けて、亡くなるまで民生委員をしてくれる人もいたが、今は15年も民生委員をしてくれる人はもういないと思うのです。できるだけ役職から逃げたいという人が多いですからね。もう少し縮めた方がいいのではないかな、と思います。

会 長 私も自治会長を18年やっていたのです。自治会長は15年から表彰の対象となるので、辞めてからこの審議会に出ましたら、あなたは少し席を外してください、と言われてまして、何のことですか、と尋ねれば、表彰の対象者となるから参加されると困る、と言われてしまいました。

そんな経験もしたことがあるのですが、議員は12年とか明確なものがある、私から言いますと、自治会長の方がしんどい思いをすることも多く、給料ももらわず、自分がやりたいと選挙に出てきた人が10年そこそこで給料をもらい、表彰対象となることはおかしいと思うこともありました。

だから、その規約について、否定するわけではないのですが、機運と言

いますか、みなさんの中からお話が出れば、検討する機会が必要なのではないかと思いますよ。

久保田委員 どの場で発言し、どの人に聞いたらいいか分かれば、詳しい人たちが話してくれると思います。この席でこの話をするのが場違いで失礼かと思いましたが、答えが返ってきてよかったです。

井口委員 声をあげたらいいということですね。

課 長 はい。久保田委員がおっしゃったお話がこの審議会で場違いなことは決してありません。

実は、私どももある町議会議員からそういうお話をいただいています。まさに自治会長の対象年数が長いのではないかと、もう少し短くてもいいのではないかとという話も聞いておりました。先ほど、部長からお話しさせていただきましたように他団体の状況など色々と比較させていただきたいと思います。

この社会功労賞の前に、久保田委員もよくご存知だと思うのですが、県連合自治会から5年と10年の表彰があるので、その上にこの太子町表彰社会功労賞がある。今のところはそういう位置づけですね。でも、他団体の状況を調査させていただいて、太子町だけが長いということであれば、検討させていただきます。

久保田委員 県からもらえる表彰より太子町からの表彰が上ということですね。

部 長 条例をつくる前の話ですが、昔はいろんなところでバラバラに表彰してまして、こちらの部門では受章者が増え、あちらの部門はほとんど出してないなど表彰の格にばらつきがあったわけです。

この太子町表彰条例をつくる際に、特に議会との話し合いの中で、太子町としての本当に名誉ある賞として位置づけようではないか、という摺合せの上、制定させていただいたところです。ですので、改正する場合も議会と話し合いながら、改正していかないと、こちら側が一方的にどんどん変えていってしまうと本旨が外れているではないか、と聞かれることもありますので、それも踏まえて、他市町の様子も見させていただいて考えたいと思います。

井口委員 議会議員の場合は3期12年ですと今後も対象者が出てこられるかと思われませんが、自治会長の15年を満たされる者はおそらく今後出てこないということですね。

部 長 時代と共に状況も変わってくるものですし、時代の流れに十分配慮しながら改正していきたいと思うところです。

会 長 どの段階かでは検討して、これでいいなというものを言えるようにして

おかないといけないと思いますね。知事が10年で表彰してくれるのに、太子町は15年以上ですからね。その辺も違和感があるわけですよ。

部長 ひとつ言い訳をいいますと、知事からの表彰はあくまで自治会長のみの功績を称える表彰であって、太子町での太子町表彰ということで社会功労賞という名前をつけてますように、要件の中に自治会長として何年などがありますけれども、太子町全体の功労者になったとして、重みがある賞であることをご理解いただきたいと思います。

会長 そのあたりのお話は、機会がある時に審議会の開催を設定するなどしたらいいと思います。

課長 みなさまから先程いただきましたご意見につきましては、お汲み取りさせていいただきまして、検討させていただきたいと思います。ありがとうございます。

会長 他にご意見はないでしょうか。

委員 返答なし

会長 他にご意見や質問はございませんので、お諮りしたいと思います。諮問第1号「太子町表彰条例に基づく被表彰者の決定」について、原案どおり承認してよろしいでしょうか。

委員 はい。(多数の声)

会長 ありがとうございます。
ご異議がないようですので、諮問第1号「太子町表彰条例に基づく被表彰者の決定」について、原案通り承認いたします。
ここで事務局から、諮問第1号関係で今後の日程等の説明があります。

課長 先程、会長に進めていただき、承認をいただきました表彰についての今後の日程は、この審議会の承認を得たことを受けまして、次の9月定例議会に案件を提出いたします。その後、議会で承認をいただいた上で、平成29年の新年交礼会の席で表彰するという流れで進めてまいります。

それからもう一点ですね、太子町まちづくり審議会資料の4ページをご覧ください。平成20年度まちづくり審議会からの答申の写しを資料として付けております。その次の5,6ページでその時の議事録の抜粋を付けさせていただきます。この添付している資料について説明をさせていただきます。

平成20年7月に開催した審議会の答申を受けた中で、被表彰者の中の上から2段目、自治功労賞 佐野 芳彦さんにつきましては、この答申を受ける際に、町議会議員の補欠選挙がありまして、一度、町議会議員を任

期満了でお辞めになられていたのですが、補欠選挙に出られ、再度町議会議員になられまして、この答申をいただいたのですがけれども、職についておられるということで、まだ表彰しておりません。

この職を離れられた時に、既に答申をいただいておりますので、案件として議会に上げるということ、5ページ真ん中の議事録の中にもあるように確認しております。該当する部分を読み上げさせていただきます。「なお、佐野芳彦氏については、来る行われます、太子町議会議員補欠選挙に当選された場合は、任期満了まで保留とさせていただきます」ということで、この補欠選挙に当選されまして、昨年度任期満了でご退任されました。

答申をいただいておりますので、今年度の9月定例議会に案件として提出することとしております。

続いて7ページをご覧ください。

このページに付けておりますのは、被表彰者の1段目「自治功労賞 北川嘉明」現町長についてでございます。

町長につきましても、先ほどの佐野さんと同じで平成24年度まちづくり審議会ですでに答申をいただいております。審議した結果、適当と認めますと答申をいただいておりますが、これもこの後に行われました町長選挙によって当選され、町長になりましたので、表彰を保留とし、案件としてはまだ議会に提出していないのですが、判断基準を毎年4月1日とすることを条例で定めておりますので、北川町長につきましては、来年度の9月議会に提出する予定で事務局はすすめていく予定です。佐野さんと同じパターンでしたので、潜在候補者と申しませうか、参考にご説明させていただきました。

従いまして、9月議会に案件として提出しますのは、本日ご承認いただきました中井さん、科野さんに加えまして佐野さんの3名です。

事務局より今後の表彰日程等について説明させていただきました。以上でございます。

会 長 ここで答申案作成までの間、休憩をとります。

【休 憩】

会 長 それでは、会議を再開します。諮問第1号太子町表彰条例に基づく被表彰者の決定について、先ほどまでの審議結果に基づいて作成した答申案を事務局からお配りしました。事務局より答申案の読み上げをお願いします。

課 長 それでは、本日ご審議いただきました内容に基づき作成しました答申案を読み上げさせていただきます。

答申第1号 太子町表彰条例に基づく被表彰者の決定について
(平成28年7月29日)

平成28年7月29日付太企画第341号で諮問のあったみだしのことについて、当審議会では審議した結果、下記のとおり答申します。

次の2名について適当と認めます。

【被表彰者名】

自治功労賞 中井 政喜

社会功労賞 科野 賢子

- 会 長 答申案について、なにかご意見はございますか。
- 岡本委員 この答申書には佐野さんの分は書かないのですか。
- 課 長 はい。これは本日の審議会としての答申ですから書いていません。議会に提出する案件には佐野さんのお名前が入ります。
- 岡本委員 了解しました。
- 会 長 ほかにはご意見はないですか。
- 委 員 なし（複数の声）
- 会 長 ご意見がないようですので、本案を答申書として町長に答申することいたします。

9. 答申

- 会 長 それでは「諮問第1号 太子町表彰条例に基づく被表彰者の決定」について、先ほどの審議結果に基づき答申させていただきます。
答申第1号 太子町表彰条例に基づく被表彰者の決定について
(平成28年7月29日)
平成28年7月29日付太企画第341号で諮問のあったみだしのことについて、当審議会で審議した結果、下記のとおり答申します。
次の2名について適当と認めます。
【被表彰者名】
自治功労賞 中井 政喜
社会功労賞 科野 賢子
- 町 長 鳥居会長をはじめ委員の皆様、慎重なるご審議、諮問どおりの答申をいただき、ありがとうございます。
最後になりますが、私事で誠に申し訳ございません。8月5日までは任期がありますので、来週いっぱい町長としての公務を務めさせていただきます。4年間ではありましたが、本当に多くの皆様にご理解・ご支援をいただきまして、無事に終えることができました。
みなさま、お一人、おひとりに本当に感謝、感謝の一言でございます。ありがとうございました。

会 長 | それでは、答申書をお渡ししましたので、会議を閉会したいと思います
が、よろしいですか。どうもありがとうございました。
それでは、事務局から何かご連絡はありますか。

三木主事 | 本日の会議にご出席いただきました報酬についてですが、本日、提出い
ただきました振込口座指定書でご指定の口座へ振り込ませていただきま
す。報酬額や振込日については後日通知させていただきますので、ご確認
の程、よろしくお願いいたします。

10. 閉会


会 長 | 本日は慎重なるご審議をいただき、ありがとうございました。
会議では、太子町表彰の被表彰者2名を諮問どおり答申しました。
事務局においては、本日の会議結果に基づいて、今後の事務の執行をお
願いしたいと思います。
また、委員の皆様におきましては、今後も円滑に審議できる審議会運営
にご協力をお願いいたします。
それでは、これをもちまして平成28年度第1回太子町まちづくり審議
会を閉会いたします。

課 長 | 会長、どうもありがとうございました。
今年度のまちづくり審議会は、本日の定例的な太子町表彰条例に基づく
被表彰者の決定についての項目で予定しておりました。また、臨時で開催
が必要なときには連絡させていただきます。
皆様には、終始熱心なご審議をいただきましてありがとうございました。
今後とも町行政に対しまして、ご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。
本日はどうもありがとうございました。

太子町まちづくり審議会規則第4条に基づきここに署名する。

平成28年8月26日

署名委員

久保田文章 
熊谷直行 